

実質赤字比率

【一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合】

【算定式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む数値)}}$$

【28年度状況】

指標名	早期健全化基準		財政再生基準
	基準範囲	市川市に適用される基準	
実質赤字比率	11.25%～15.00%	11.25%	20%
平成28年度決算に基づく市川市の実質赤字比率			— (比率≤0の場合、—)

※実質赤字比率の早期健全化基準は標準財政規模に応じて定められており、本市の場合は11.25%です。

【説 明】

毎年4月に始まり翌年3月に終わる地方公共団体の一般会計年度における歳出は、歳入の範囲内で行うことが原則であり、歳入が歳出に不足する事態となり赤字を生じることとは、望ましくありません。

仮に、歳入不足・赤字が解消できない場合には、翌年度歳入の繰上充用や当該年度の歳出予算に計上した事業を翌年度に繰り越すこと（歳入不足に起因する事業の繰越し）となりますが、翌年度においてもその分の歳入確保又は歳出の削減ができれば、更に繰り越され、赤字額が累増していくことになります。

地方公共団体の中心行政サービスを行う一般会計等について算定を行う「実質赤字比率」は、このように、当該年度の歳入不足により支払うべき債務を繰り延べたり、執行すべき事業を繰り越したりしたものがあれば、これらを含めた赤字額を「実質赤字額」として算定し、この額を地方公共団体の一般財源(地方税や地方交付税等)の標準的な規模を表す標準財政規模で除した比率であり、一般会計等における赤字の深刻度を把握するための指標です。

実質赤字比率につきましては、この比率が高ければ高くなるほど、赤字の解消が難しくなり、より多くの歳出削減策や歳入の増加策を講じる必要が生じるとともに、解消の期間も長期間にわたるなど深刻な事態に陥ることとなりますが、本市におきましては、実質赤字の発生がないことから、当該比率の表記については、上段の枠内に示したように、実質赤字額がないことを示す「—」となっています。

なお、本市の一般会計等における実質黒字額の状況を見ていただくため、参考として実質赤字額の反対概念となる「実質収支額」を分子として標準財政規模と比較したものを、下段の枠内に実質赤字比率の算定結果としてマイナス%で表示をしています。

※一般会計等とは、一般会計及び一部の特別会計の計(市川市には該当する特別会計なし)

【実質赤字比率の算定結果】

28年度実質赤字比率	=	$\frac{3,807,015 \text{ 千円}}{83,307,501 \text{ 千円}}$	=	△ 4.56 %
------------	---	--	---	----------

※収支が黒字のため、算定比率はマイナス表示としています。(前年度比率: △5.87%)